

1 埼玉県弓道連盟会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本連盟は、埼玉県弓道連盟と称する。

第 2 章 組 織

第 2 条 本連盟は、埼玉県内弓道修行者及び本連盟の趣旨に賛同する者を以て組織する。

第 3 章 事 務 所

第 3 条 本連盟事務所は、会長宅に置く。但し場合により変更することができる。

第 4 章 目的及び事業

第 4 条 目的

本連盟は、弓道の普及振興により国民体力の向上とスポーツ精神の涵養を図ると共に、
会員相互の親睦を厚くし、以て社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第 5 条 事業

本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 弓道普及振興の企画
2. 各都道府県弓道団体と射会等の連絡、交流
3. 講習会、研究会等の開催
4. 級段位の審査
5. 県体育協会及び県スポーツ振興課との連絡、要望
6. 会報の随時発行及びホームページの運用
7. その他本連盟の目的達成に必要な諸事項

第 5 章 役 員

第 6 条 本連盟は、下記の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 4名
3. 理 事 31名以内

内訳：各支部より各々3名(内1名は支部長)、会長推薦8名以内、高体連2名とし、
理事より理事長1名、副理事長1名、常任理事若干名、会計2名を会長が指名す
る。

4. 監 事 2名
5. 評議員 91名

内訳：各支部より各々13名(内1名は高体連)とする。

第 7 条 役員を選出

1. 会長及び監事は、評議員会において選出する。
2. 副会長、理事長、副理事長、会長による推薦理事、常任理事、高体連理事及び会計は、会長の指名により選出し、評議員会の承認を受ける。
3. 支部選出理事及び評議員は会長がこれを委嘱する。

第 8 条 役員の役務

1. 会長は、会務を総轄し、本連盟を代表する。また、会議を招集し、その議長を務める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、本連盟の運営並びに事業の執行にあたる。
4. 常任理事は、会長の命を受け、諸事業を執行する。
5. 評議員は、評議員会を開き会務を審議する。
6. 理事長は、会長の命を受け、連盟諸行事の事務を司る。
7. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
8. 監事は、会務を監査する。
9. 会計は、金銭出納の任にあたる。

第 9 条 顧問等

本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置く事ができる。

1. 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において推薦し、評議員会の承認を受ける。
2. 名誉会長は、会議に出席し意見を述べることができる。
3. 顧問、参与は、会長の諮問に応じ、また会長に対して意見を申し述べることができる。

第 10 条 評議員

評議員は、各支部の総会において支部会員の代表として選出され、支部会員の権利、要望等を代弁、審議する責務を負う。

第 6 章 会 議

第 11 条 種類と招集

会議は、常任理事会、理事会及び評議員会とする。会議は、会長が招集する。

第 12 条 評議員会

評議員会は、評議員をもって組織し、通常毎年1回、会長の招集を受けて下記の事項を審議する。

1. 会長、副会長等の役員の選出、承認
2. 事業計画
3. 予算の審議及び決算の承認
4. 会則の改正
5. その他、本連盟の運営上必要な事項

第 13 条 会議の議決

会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は会長がこれを決定する。

第 7 章 専 門 委 員

第 14 条 各専門委員会の設置

1. 本連盟は、諸事業の目的遂行のため、以下の各専門委員会を置く。
(1)総務委員会 (2)指導委員会 (3)競技委員会
(4)国体選手強化委員会 (5)審査委員会 (6)女子部
2. 専門委員長、専門副委員長及び専門委員は、会長が委嘱する。専門委員会に関する諸事項は、理事会の議決を経て定める。

第 8 章 任 期

第15条 任期

1. 役員の仕事は2年とする。但し再選を妨げず、また補充により就任した役員は、前任者の残任期間とする。専門委員の任期も同上とする。
2. 役員には別途定年制を設ける。

第 9 章 支 部

第16条 支部の設置及び区分

1. 本連盟の地域を7区に分けて支部を置く。支部の地区構成は理事会において決定し、それぞれに支部長を置く。
2. 支部長は、支部を代表し、支部内の統轄及び支部または他支部との交流射会、講習会等の開催、その他の連絡事項等にあたる。

第 10 章 会 計

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 経費は、会費及び寄附金その他の収入を以って充てる。

第19条 会費の額は、評議員会において決定する。

第20条 会費は、年度はじめに納入することを原則とする。

第 11 章 会 員

第21条 会員

会員は、会費納入をもって資格とする。

第 12 章 表彰・除名

第22条 表彰

本連盟の会員にして連盟の発展に著しく寄与し、また連盟の名誉を高めた者には、理事会の決議により特別に表彰を行う。

第23条 除名

本連盟の秩序を乱し、会員としての名誉を傷つけた者は、理事会の決議により除名することができる。

昭和24年 4月 1日 制定

昭和50年 4月 1日 改訂

昭和59年 4月 1日 改訂

昭和62年 4月 1日 改訂

平成 5年 4月 1日 改訂

平成11年 4月 1日 改訂

平成13年 4月 1日 改訂

平成17年 4月 1日 改訂

平成19年 4月 1日 改訂

平成28年 4月24日 改訂